

第 35 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 6 月 5 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	15	高木 正美
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一			17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
		13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（2名）

6	吉田 和郎				
10	國枝 義見				

その他の出席者（5名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 560 号 会長の選任について

議案第 561 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第 562 号 土地現況確認申請について

議案第 563 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第 564 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 565 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 566 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 567 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第 35 号 第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただいまから、第35回定例農業委員会を始めたいと思います。
(高橋副会長) 大垣市農業委員会運営規程 第5条第4項の規定により、前回に引き続き副会長である私が議長を務めさせていただきます。
本日の議事録署名者に、3番 棚橋委員、17番 辻元委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第560号、会長の選任について、を議題に供します。この数カ月、会長が不在でしたが、欠員補充により、農業委員の定数19名全員が揃いましたので、大垣市農業委員会運営規程 第5条第2項の規定により会長を選任したいと思います。

なお、同運営規程 第5条第2項は「会長は、委員会の会議において委員が互選する。」とありますので、お手元の農業委員名簿を参考にご意見を伺います。

吉田(幹)委員 はい、議長。
岩井委員を会長に推薦します。

議長 ただいま、岩井委員を会長にと推薦いただきましたが、その他、ご意見はございませんか。

なし

議長 そのほか、ご意見がないようですので、岩井委員を会長に決定することに、ご異議ございませんか。

異議なし

ご異議がないものと認め、岩井委員を会長に決定いたします。
岩井委員は会長席に移動してください。
会長が選出されましたので、議長を交代します。

議長
(岩井会長)

会長挨拶

それでは引き続き議事を進行します。

議案第561号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第561号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されまして、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴かなければならないとの規定がなされたため提出されたものでございます。

こちらの事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、審議には、着席のままで結構ですが、加わらないよう、よろしくお願いします。

別に配布しております「令和5年度 3号 農用地利用集積等促進計画 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

担い手の変更になります。

表の説明をさせていただきます。

左側の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載されている者にお互いの合意により担い手を変更するものでございます。

変更する者 19名、変更する土地 61筆、面積36,388㎡となっております。

次に2ページから4ページまでが各筆明細となります。

左から、権利を設定した土地について、土地の所有者の氏名、住所、所在地、地目、面積が記載されておまして、現在の農地中間管理機構から借受けている者の氏名、住所、最後に新たな利用集積等促進計画案として、当該土地について、新しく借受ける者の氏名、住所、権利の種

類が記載されております。

最後、4ページをご覧ください。

末尾に、先程、総括表でお伝えした数値と被りますが、変更する者19名、変更する土地61筆、面積36,388㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により2週間の公告・縦覧を行い、8月29日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、12番 石原委員、○
に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第562号、土地現況確認について、を議題に供します。事務局説明願います。○

堀主幹

議案第562号、土地現況確認について、説明させていただきます。
農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地現況確認申請で対応できることになりました。

1番、畑、195㎡で、一般個人住宅でございます。

1番の申請地の農地の区分につきましては、農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、概ね10ha未満である第2種農地と判断します。申請地を現土地所有者が平成11年11月に相続によって取得した際には、建築物が存在し、既に農地性を喪失していました。

このことは、昭和50年撮影の国土地理院の航空写真及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で建物が昭和50年から一般個人住宅として利用されていたことから確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第563号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第563号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、4筆合わせて、2,932㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第564号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第564号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、304㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,028㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、畑、161㎡でございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、372㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

5番、使用貸借権によります、田、5筆合わせて、5,159㎡でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第565号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第565号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、82㎡で、農家住宅（車庫・倉庫）でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第566号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第566号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、945㎡で、農家

住宅(農業用作業車置場)及び自動車販売業駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、概ね10ha未満である第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

2番、使用貸借権によります、畑、306㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第567号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第567号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明させていただきます。

こちらの事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、採決には加わらないよう、よろしくお願いいたします。

3ページをお願いします。

農地利用最適化推進委員の披推薦者及び応募者一覧表です。農地利用最適化推進委員は、農業委員の推薦及び募集の期間と同じく、令和5年2月1日から2月28日まで推薦及び募集を行いました。

定数20名のところ21名の被推薦者及び応募者がありました。

別紙資料1をご覧ください。

大垣市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則でございます。

農地利用最適化推進委員は、第3条により区域ごとに定数が定められております。各区域の定数は、2ページから4ページの別表（第3条関係）をご覧ください。第1区域 中部から、第20区域 時までの全20区域、定数が各1名となっております。

定数どおりの区域の候補者については、農地利用最適化推進委員としてふさわしいかご審議ください。また、定数を越えた区域の候補者については、委員選任のご審議をお願いします。

第4条をご覧ください。

第4条の推薦及び応募の資格ですが、第1項の(1)市の職員でないこと。(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。のいずれにも該当するものとあります。

今回の被推薦者及び応募者はこのいずれにも該当しますので、推薦及び応募の資格を満たしております。

また、被推薦者及び応募者は、全員市内に住所を有する者でございます。

別に配布しております、「農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項」の3ページをご覧ください。

市では、これまで農業委員や農地利用最適化推進委員が各地区の人・農地プラン検討会議において会長等中心的な役割を担ってきております。このことから、「1 職務内容」において、推進委員の重要な職務として、地域計画における目標地図の素案作成に向け、各地区の検討会において、中心的な役割を担うことを明記してあります。

今後のスケジュールですが、本日、農地利用最適化推進委員を選考いたしましたら、6月中に被推薦者及び応募者に選考結果を通知します。

そして任期の初日である7月20日に農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱します。

議案の3ページにお戻りください。

被推薦者及び応募者を順に説明させていただきます。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

O

[REDACTED]

[REDACTED]

O

[REDACTED]

[REDACTED]

以上、第15区域の墨俣を除く第1区域から第14区域、第16区域から第20区域については、定数1に対し、応募者が1人で行っていました。

説明は以上になります。

農地利用最適化推進委員の選考についてご審議をよろしくお願ひします。

先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、当事者である、
は農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参加が制限されていますので、各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。また、推薦人として、
に関する事案があり、両委員は採決には加わらないようお願いいたします。

まずはじめに、大垣市全20区域のうち、第15区域の墨俣を除いた区域について、農地利用最適化推進委員としてふさわしいか審議したいと思います。

3ページにそれぞれ候補者が挙がっていますが、第15区域以外の地区について、農地利用最適化推進委員としていかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

次に、第15区域の墨俣につきましては、定数1名のところ、2名の候補者ですので、1名を選任したいと思います。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

2

[Redacted]

[Redacted]

0

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

0

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第5条関係届出明細については、12件申請されています。

1番、使用貸借権によります、田、214㎡で、一般個人住宅でございます。

2番、所有権移転によります、田、175㎡で、一般個人住宅でございます。

3番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、283㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、賃貸借権によります、田、1,226㎡の内100㎡で、建設業工事用進入路及び資材置場でございます。一時転用による転用期限は令和6年3月31日でございます。

5番、所有権移転によります、田、485㎡で、建売分譲でございます。

6番、所有権移転によります、畑、999㎡で、宅地分譲でございます。

5 ページをお願いします。

7番、所有権移転によります、畑、158㎡で、一般個人住宅（家庭菜園）でございます。

8番、所有権移転によります、田、307㎡で、自動車修理業駐車場でございます。

9番、所有権移転によります、畑、266㎡で、一般個人住宅（駐車場、庭）でございます。

10番、所有権移転によります、田、418㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、115㎡で、理髪店でございます。

12番、所有権移転によります、畑、283㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

6 ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5 件申請されています。

3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

1 3 番、田、畑、10 筆合わせて、6, 914 m²でございます。

1 4 番、田、畑、6 筆合わせて、4, 225 m²でございます。

1 5 番、田、1, 636 m²でございます。

1 6 番、田、3 筆合わせて、2, 574 m²でございます。

1 7 番、田、5 筆合わせて、4, 199 m²でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

7 ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、22 件届出されています。

相続などによる権利取得について、権利取得者から農業委員会に届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

1 8 番、田、畑、8 筆合わせて、6, 748 m²でございます。

1 9 番、田、210 m²でございます。

2 0 番、畑、5 筆合わせて、1, 172 m²でございます。

2 1 番、田、畑、8 筆合わせて、5, 305 m²でございます。

2 2 番、田、261 m²でございます。

8 ページをお願いします。

23番、田、畑、20筆合わせて、24,193㎡でございます。
24番、畑、田、8筆合わせて、8,089㎡でございます。
25番、田、2筆合わせて、3,520㎡でございます。

9ページをお願いします。

26番、畑、98㎡でございます。
27番、田、2筆合わせて、1,954㎡でございます。
28番、田、3筆合わせて、650㎡でございます。
29番、田、畑、4筆合わせて、2,110㎡でございます。
30番、田、9筆合わせて、7,128㎡でございます。
31番、畑、田、2筆合わせて、1,324.61㎡でございます。

10ページをお願いします。

32番、田、3筆合わせて、2,522㎡でございます。
33番、田、343㎡でございます。
34番、田、畑、5筆合わせて、2,844㎡でございます。
35番、田、畑、9筆合わせて、5,264㎡でございます。
36番、畑、286㎡でございます。
37番、田、3筆合わせて、517.61㎡でございます。

11ページをお願いします。

38番、田、畑、10筆合わせて、9,792㎡でございます。
39番、田、畑、9筆合わせて、9,101㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

　　ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時40分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年6月5日

議

長

尾井豊太郎

議事録署名者

棚橋新一

議事録署名者

辻元政博

- 74 10 11